事業の概要

事業名	一般国道338号 大湊 期バイパス	事業 一般国道	事業 主体	青森県
起終点	自:青森県むつ市桜木町 至:青森県むつ市大湊浜町		延長	3 . 7 km

事業概要

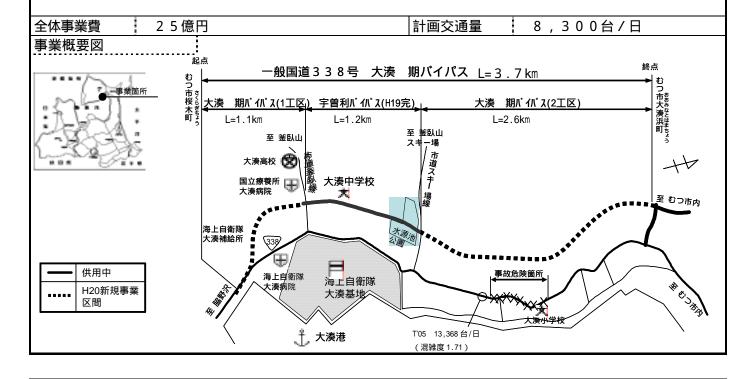
一般国道338号は、北海道函館市を起点とし、青森県上北郡おいらせ町に至る延長約228kmの幹線道路で、半島振興法における半島循環道路に指定され、下北半島北部西南通り地域の産業・経済・生活を支える唯一の路線である。

大湊バイパスは現道の交通混雑の緩和および隘路区間、事故多発箇所を解消し、安全で円滑な交通の確保を目的とした延長3.7kmの道路改築事業である。

事業の目的、必要性

本工区の現道区間は幅員狭小、線形不良の隘路区間が連続しているにも拘らず、補助国道の中でも県内1混雑度が高い状況となっている。そのため隘路区間に事故が集中し、むつ市街地で唯一、事故危険箇所に指定されている区間となっている。

当バイパス整備により現道からバイパスへ交通量を転換することにより、現道の交通渋滞の緩和および事故 多発箇所を解消し、交通環境の改善を図るものである。



関係する地方公共団体等の意見

国道338号のむつ市桜木町から大湊浜町区間は、現道が狭隘であるが、医療施設、教育施設および海上自衛隊大湊地方総監部等の公的施設が集中しており、車両交通の増加に伴い交通渋滞が顕著となっていることから、当区間のバイパス早期整備についてむつ市長から要望を受けている。(平成18年7月20日)

事業採択の前提条件

費用対便益 : 便益が費用を上回っている

事業評価結果

			T	1			•	1	
費用対便益				総費用	2 4 億円	総便益	[67億	円 基	準年
		B/C	2.8	事業費:	20億円	(走行時	間短縮便益: 70個	凯	
伊		В/С	2.0	維持管理費	: 4.2億円	走行紹	費減少便益: -1.96	凯	平成19年
益					<u> </u>	交通	故減少便益: -1.1位	凯	
	感度分析の結果		交通量変動	B/C=2 . 0	(交通量 - 10	%)	B/C=3 . 5	(交通量	+ 1 0 %)
			事業費変動	B/C=3 . 0	(事業費 - 10%)		B/C=2.6 (事業費 +10%)		
			事業期間変動	B/C= 2 . 8	(事業期間 - 2年)	B/C=2 . 5	(事業期間	間 + 2年)
事	評価項目		評価	根拠					
事業		渋滞対策	大幅	な改善が見込	まれる				
の影			【法》	帯損失時間の改	 基】				
影響				【1kmあたり(台kmあたり)渋滞損失時間】					
				現況 40,400人時間/年㎞(県内補助国道上位2割区間)					
	_		将是	来 解消			•		
	動		【渋	#度曲線】					
	車		【その	の他の特徴】					
	や歩		当記	核区間はH17セン	サス混雑度1.71(補助国道與	具内1位) 将来 0	. 46	
	自動車や歩行者へ		死傷	事故率の高い	区間の事故の源	域少が見込	\まれる		
	者		【死傷事故率】約123件/億台キロ (現道事故危険箇所指定区域)						
	への		(死傷事故率比(県内平均比)1.87(現況))						
)	
	響				\G _ \\\ 7	l- TD\ \			
【その他の特徴】通過交通が排除され、現道の安全性が向上する。									均・全国平均と比較すること
	-	步行空間	現道(上自衛隊			連担しているにもかか
				わらず歩道が未整備であり、バイパスへの通過交通転換により、現道を利用する歩行者の安					
				全が確保される。					
		住民生活	脇野流		区からむつ市民	病院(2次	 (救急医療施設)	までのア	プクセスが向上する。
			(脇野沢支所 ~ むつ市民病院 5 4 分 5 1 分)						
	ż +		市町	村合併による		を支援			
	社会全	地域経済	市町村合併による地域間経済交流を支援。 むつ市(むつ市、川内町、大畑町、脇野沢村)H17.3 合併						
									 置付けられ、原子力災
	体へ	災 害					云に奉 フ、派興。 こめ重要な役割を		直的1701に原丁刀火
	影響	環 境	- 注目						
主要な観光地等へのアクセス向上									
		地域社会				へのアクセ	zス向上 (入込数	約140)万人)
± '''	<u> </u>	-T	地域語	地域高規格道路国道279号むつ南バイパスと歩調を合せた整備をすることにより、地域一					
事業 	実施	埭 境		よった交通網の					

採択の理由

費用便益比が2.8と便益が費用を上回っていることから事業採択の前提条件が確認できる。

また、線形隘路区間の改善により、交通事故の減少、交通混雑の緩和等改善が見込まれ、幹線道路としての機能が確保できる当該事業の整備の必要性・社会全体への効果は高いと判断できる。

以上より、本事業を採択した。